

連続講座「憲法を学ぶ会 Part2」 第一回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2016.3.27

■開催概要

日時 2016年3月27日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4階集会室D

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 33名（うち世話人11名）

配布資料

- 1 Part2 第1回「立憲主義と憲法改正」レジュメ
- 2 各国における緊急事態（非常事態）規定
- 3 自民党改憲草案

■学習会の内容

【1】小沢先生の講演

以下レジュメに沿って構成し、インデント部は一部付記を含みます。

1. 立憲主義とは何か

(1) 人の支配から法の支配へ

「信頼ではなく猜疑に由来する」（米独立宣言の起草者ジェファソン）

(2) 聖徳太子 17 カ条憲法に見られる勸善懲悪

(3) マグナカルタ（英、1215 年）

実質的に立憲主義の一形態

(4) 中世立憲主義における抵抗権

近代立憲主義における「憲法が国家権力を縛る」という考えにつながる

2. 日本国憲法の立憲主義

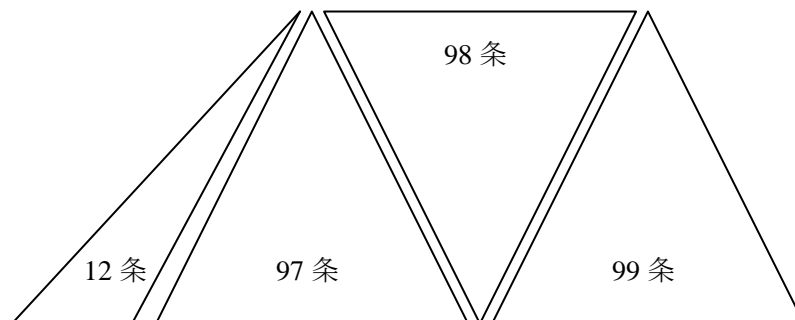
<立憲主義に直接関係する条項>

第3章（国民の権利及び義務）12条

- 12条：権利行使時のエチケットである。行使して声をあげることで、権利・自由が保障される、と解釈すべき

第10章（最高法規）97条，98条，99条

- 97条：『人の支配から法の支配へ』を別の形で表現したもの



上の図は、国家権力による憲法尊重・擁護義務（右側 - 99条）と、国民の人権を保持する権利（左側 - 12条，97条）の絶妙なバランスの上に、最高法規が位置づけられていること（98条）を表現

3. 立憲主義をめぐる今日的課題

(1) 自民党改憲案は立憲主義を否定

- ◆ 97条相当が削除されている
- ◆ 99条に対応する102条で、「国家権力を縛る」という観点が抜け落ちている

連続講座「憲法を学ぶ会 Part2」 第一回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2016.3.27

ことに注意する。

(2) 戦争法と憲法の矛盾を、明文改憲によって解消する動き

2月3日自民党稲田政務調査会長国会質問

(3) 緊急事態条項

緊急事態条項は「緊急事態」に際して憲法を停止して人権を制限し、首相に諸権限を集中する。戒厳令そのものである。

緊急事態条項を考える視点

- ◆ 軍隊を持たない国に緊急事態条項が必要か
- ◆ 自然災害に対して緊急事態条項が必要か
- ◆ 衆議院議員選挙が実施できない場合 - 憲法54条に規定あり

他国の規定（配布資料 2）を検討する際の留意点

- ◆ 軍隊をもっている国であること
- ◆ 司法統制を適用しているかどうかにも留意
自民党改憲案には司法統制の規定なし

【2】参加者からの問題提起による自由討論

参加者から提起された論点／意見のキーワードだけを挙げる。

- 緊急事態条項とテロとの関係
- 改憲に係るマスコミの世論調査では、改憲の中身を提示していないことが多い。「何を」「どう」改憲するかを明示すべきである
- 憲法は国家権力を縛るものであるが、私企業に対しても何らかの縛りが必要である
- オウム真理教事件を早期の段階で食い止められなかったか
- 死刑廃止論

以上